

# ディープライス延長保証 規程

●ディープライス延長保証（以下「本保証」といいます。）は、株式会社ディープライス（以下「当社」といいます。）より小売販売された製品を対象に延長保証サービスを提供します。

※「ディープライス延長保証 保証書」（以下「保証書」といいます。）に記載された製品（以下「対象製品」といいます。）を転売・再販売・個人販売等された場合、保証制度の効力は一切失われますのでご注意ください。

●当社は本保証に加入申し込みをいただいたお客様に対して、「保証書」を書面、若しくは電磁的方法にて発行します。

●当社は、「対象製品」について、「ディープライス延長保証 規程」（以下「本規程」といいます。）の各条項に基づいて、無償修理（以下「保証修理」といいます。）を提供します。

## 第1条. 保証範囲

- 本保証は、対象製品の取扱説明書や注意書に従って正常に使用したにもかかわらず、対象製品に生じた電氣的・機械的故障で且つ、対象製品のメーカーの保証規定にて保証対象となる故障（以下「自然故障」といいます。）を対象とします。
- 第10条で定める「保証の適用除外事項」に該当する場合には、自然故障であっても、本保証の対象外とします。

## 第2条. 保証期間

本保証が効力を有する期間は、対象製品のメーカー保証期間終了日の翌日から始まり、保証書に記載された保証終了日に終了します（以下この期間を「本保証の保証期間」といいます。）。本保証の保証期間内において対象製品に係る修理回数に制限はないものとします。メーカー保証期間内に初期不良等によりメーカー及び当社より交換品（新品）が提供された場合、その他事由の如何を問わず、保証書に記載された保証終了日は変更されないものとします。

## 第3条. 保証の終了

以下の事項に該当する場合には、本保証は終了となります。

- 第2条に定めるところに従い、本保証の保証期間が満了した場合。
- 第6条に定めるところに従い、代替品が提供された場合。
- メーカーの倒産、事業撤退、修理部品の供給停止、その他メーカーがその責任により対象製品の修理を行えず、又は修理のための部品等の供給を行えない状態となった場合（事業承継等により、メーカーと同水準・同条件にて修理を行う者が存在する場合、又は代替品の提供が可能な場合は除く。）。

## 第4条. 登録情報変更の届出

以下の場合にはお客様におかれましては、速やかにディープライス延長保証 お客様窓口（以下「お客様窓口」といいます。）までご通知ください。ご通知いただけなかった場合には、本保証が適用にならない場合があります。なお、保証書に記載されたお客様情報の変更は、保証書に記載されたお客様からご通知いただいた場合に限りです。

- 本保証の保証期間中に、保証書に記載された氏名や住所、連絡先等の変更がある場合。対象製品の第三者への無償譲渡をされる場合には、本規程をご説明の上、お客様より新しい所有者の情報をご通知ください。
- メーカー若しくは当社より交換品提供等が行われ、製品情報に変更があった場合。

## 第5条. 保証内容

本保証の保証期間内に対象製品に自然故障が発生した場合には、当社は、当該自然故障に係る保証修理に要する金額が、保証書に記載された保証上限金額の範囲内で保証修理を行います。なお、保証上限金額は消費税込の金額となります。対象製品が、メーカーが規定する出張修理対象製品である場合に限り、出張修理での保証修理を行います。この場合の出張料は本保証に含まれます。出張修理対象製品以外の場合には、当社が指定する拠点まで、お客様より対象製品を送付いただいた上で保証修理を行います。この場合の、当社が指定する拠点までの往路若しくは復路（片道分）の送料は、本保証に含まれます。

## 第6条. 代替品

- 本保証における1回の保証修理に要する金額が、保証書に記載された保証上限金額を超過する場合には、代替品（新品）を提供することで保証修理に代えさせていただきます。

きます。代替品に関しては保証上限金額から検証までにかかる諸費用（修理中止となった場合の修理見積診断料、修理キャンセル料、出張訪問費等）を差し引いた金額の範囲内で購入可能な、同種品を代替品として提供します。また代替品の提供にあたって、お客様は当社に対してメーカー、機種、型番、色、購入する販売店の指定等を行うことはできません。

2. 当社からの代替品の提供により、本保証は終了します。この場合、本保証の保証料の返金は行いません。
3. 代替品が提供された場合における出張修理対象製品については、修理依頼された対象製品の所有権はお客様に帰属するものとします。他方で、出張修理対象製品以外については、修理依頼された対象製品の所有権は、当該代替品の提供と引き換えに当社に移転するものとし、当社は、その後、係る対象製品をお客様に返却する義務を一切負わず、これを任意に処分することができるものとします。

## 第7条. お客様のご負担となる主な費用

以下に定める事由ないし費用は、本保証には含まれておらず、専らお客様のご負担によるものとします。但し、本保証の範囲外の事由ないし費用を、これらに限定する趣旨ではありません。

1. 対象製品が出張修理対象製品以外の場合における、対象製品の着脱費用（梱包材等諸費用を含む。）及び片道分の送料。
2. 対象製品の修理方法を問わず、メーカーの定める離島及び遠隔地の場合における、保証修理に要する交通費・宿泊費・送料（往復共）等。
3. 対象製品の設置・工事費用及び対象製品の処分に係る費用（法令に基づき要求されるリサイクル費用を含む。以下同様。）並びに代替品提供の際に発生する送料及び設置・工事費用並びに当該代替品の処分に係る費用。
4. 本保証利用時にお客様からのご連絡に必要な費用、その他通信費用。
5. 保証修理を行う際に、代用品をお客様が必要とされる場合の当該代用品のレンタル費用（当社は、代用品の手配・提供等は一切行いません。）。
6. 対象製品が出張修理対象製品以外の場合に、お客様のご都合により、出張又は引取を希望される場合のこれに伴う諸費用（出張修理、引取費用、梱包材等）。
7. 本保証の対象外となる故障及び当該故障修理に必要な費用。
8. 本保証の対象外となり、保証修理をキャンセルされた場

合に必要な技術費用、出張費用、物流費用、見積費用等の一切の費用。

9. 修理依頼品において、返却可能日をお知らせしている場合（お客様のご都合でお知らせできない場合を含む。）、依頼をお受けした日から1年間を経過してもお受け取りいただけない時は、当社にて処分します。その際には修理費用（キャンセルに伴う一切の費用を含む。）に加え、処分に要した費用。

## 第8条. 保証修理の依頼方法

本保証の保証期間内において、対象製品に自然故障が発生した場合には、お客様は、下記のお客様窓口ご連絡して保証修理をご依頼ください。なお、メーカー保証期間内の故障に関しては、メーカーのサポートセンターに修理をご依頼ください。

1. お客様による保証修理のご依頼をいただいた際、お客様窓口は、お客様の保証に関する登録情報（保証ユーザーID、製品情報及び個人情報）の確認をいたします。お客様より保証修理依頼に際してご通知いただいた情報と登録情報との間に相違があった場合、その他お客様より必要な情報のご通知をいただけない場合には、本保証が提供されない場合がございますので、お客様におかれましては、本保証の加入後、保証書（必要情報が記載されております。）の保管・管理に十分にご注意いただきますようお願いいたします。
2. 当社以外で修理を依頼された場合には、本保証が適用されませんのでご注意ください。
3. 当社が必要と判断した場合に対象製品に係る記憶装置のデータの消去を行うことについては、お客様には事前にご同意いただいているものとし、何ら異議を述べないものとします。
4. お客様のご都合により、修理受付日から1カ月経過しても修理の着手ができない場合には、修理受付を無効とします。

## 第9条. 間接損害

以下の事項に該当する場合には、当社は一切の責任を負わないものとします。但し、当社の故意又は重過失によるものがある場合には、この限りではありません。

1. 他の財物（ソフトウェアを含みます。）に生じた故障、若しくは破損等の損害。
2. 他の製品、その他の財物が使用できなかったことによつて生じた損害。
3. 身体障害（障害に起因する死亡及び怪我を含む）。

## 第10条. 保証の適用除外事項

以下の事項に該当する場合には、本保証は適用されないものとします。

1. 対象製品が転売等により、名義及び加入者が変更になった場合。
2. 当社を経由せず、修理をご依頼された場合。
3. 対象製品を日本国外に持ち出された場合の日本国外からの修理依頼。
4. 保証書の情報と連絡先及び修理依頼製品に相違がある場合。
5. 対象製品と異なる製品（型番等が異なる場合等）の修理をご依頼された場合や、対象製品の型番等が確認できない場合（但し、製品の内蔵データ等から対象製品と同一と確認ができる場合を除く。）。
6. お客様又は第三者の故意若しくは過失又はメーカー保証の対象外である加工、改造、修理、設置、工事若しくは清掃に起因する故障及び障害。
7. 記憶装置を持つ製品のデータの復元及び手配等に係る一切の費用。
8. 取扱説明書、注意書に記載している取扱方法とは異なる不適切な使用（管理の不備、改造行為、増設、電池漏洩等）等、取扱いが不適当であることに起因する故障及び障害。
9. 業務目的及び想定外の使用や使用の限界を超える過度な使用（対象製品の取扱説明書及び本体貼り付けラベル等の注意書きに従った使用方法・使用限度を超える使用、船舶への搭載、高温、高湿度等の特殊な環境での使用を含む。）に起因する故障及び障害。
10. 破損、破裂、火災、落雷、異常電圧、水漏れ、地震、その他天災地変や、異物の混入（虫や埃等）の外部要因事由に起因する故障及び障害。
11. 消耗品（電池、充電電池、インクカードリッジ、フィルター、パッキン、ガスケット等）又はメーカーの指定する消耗品の交換に係る費用。
12. 消耗品単体の故障及び障害。
13. メーカー指定外の消耗品の設置又は使用に起因する故障及び障害。
14. 通信環境（インターネット等）を介してダウンロードしたデータ、プログラム又はその他ソフトウェアに起因する故障及び障害。
15. 盗難、紛失、置き忘れ、その他の事由により、お客様が対象製品を保有しておらず、対象製品の状態が確認できない場合。
16. 経年変化あるいは使用損耗により発生する現象で、通常使用に支障の無い部分で経年劣化の範囲に相当するもの（外装品、塗装面、メッキ面、樹脂部分、スプリング等のヘタリ、自然退色、劣化、錆、腐食、カビ変質、変色、その他類似の事由等）。
17. 対象製品の機能及び使用の際に影響の無い損害（外観、傷、液晶の画面焼けやピクセル抜け及び輝度低下を含む。）。
18. メーカーがリコール宣言を行った後の、リコール部品及びリコール部位に起因する対象製品の故障及び損害。
19. 対象製品の仕様、構造上の欠陥又は本来の性質に基づく制限、不具合、不利益等。
20. 部品等対象製品の構成部分の一部であって、対象製品中当該部分が無ければ、正常に対象製品が動作しなくなる又は対象製品の本来の仕様を満たさなくなるものが、当社への対象製品の提供時点で欠落している場合（対象製品の欠陥により脱落し、お客様の過失無くして紛失した場合を除く。）。
21. 対象製品の付属部品、アクセサリ、周辺機器等の対象製品以外の製品の故障、増設機器、ソフトウェア等の相性に起因する故障及び不具合。
22. 当社が保証修理の依頼を受けた対象製品の点検・診断を実施した結果、当社が故障の存在を確認できなかった場合。
23. 本保証の対象外に起因する故障であることが判明した場合の修理技術費用、部品代金、出張費用、物流費用、修理見積費用等。
24. 電源が入っていない等、技術的知見の無い通常人を基準としても故障とは判断しない状態での修理依頼に係る一切の費用、部品交換を伴わない調整、手直し修理、保守、点検、検査、作業等（清掃、リカバリー、設定、ソフトウェアアップデート、更新等で完了する場合）。
25. お客様ご自身で付加されたラベル・シート・カバー類、塗装・刻印等を元の状態に復旧する費用。
26. 本保証以外の保証（対象製品のメーカー保証、部品毎のメーカー保証等）及び保険の制度により保証を受ける又は受けた場合。
27. 国又は公共団体の公権力の行使（差押、強制執行等）に起因する故障及び障害。
28. 核燃料物質若しくは核燃料物質による汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性に起因する故障及び障害。
29. 戦争（宣戦の有無を問わず）、外国の武力行使、革命、内乱その他これらに類似の事変に起因する故障及び障害。
30. 対象製品の損害に係る申告内容の真実性について明らかな疑義がある場合。

## 第11条. 解除

1. 対象製品の売買契約の解除に伴い本保証が解除される場合には、保証料の返金を行うものとします。
2. 本保証の解除は、将来に向かってのみ、その効力を生じます。
3. 当社は、お客様が、次のいずれかに該当する場合には、お客様に対する書面による通知をもって、本保証を解除することができます。
  - (1) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること。
  - (2) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
  - (3) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること。
  - (4) 法人である場合において、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、又はその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
  - (5) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
4. 前項の規定による解除が自然故障の後になされた場合であっても、前項各号の事由が生じた時から解除がなされた時までには発生した自然故障については、当社は、保証修理を行いません。この場合において、既に保証修理を行っていた時は、当社は、当該保証修理費相当額の返還を請求することができます。

## 第12条. 本規程の変更

1. 当社は、本規程の目的に反しない限度で、法令等に従って本規程を変更することがあります。
2. 前項に基づき本規程を変更する場合には、当社のホームページにおいてこれを開示するものとし、掲載その他適切な方法により、変更内容及び変更時期をお客様に通知することとします。
3. 変更後の本規程は、ホームページに明示した変更の施行日より効力が生じるものとします。

## 第13条. 個人情報の使用

当社は、お客様よりご提供いただいた保証項目、個人情報等を保管、使用、処理の上、本保証を提供します。また、本保証を提供する為、以下の場合に限り、当社の責任において、事業協力会社（業務委託会社・メーカー・修理会社・金融機

関等）、保険会社等へお客様の個人情報を提供します。

1. 保証修理（代替品の提供を含む。）に際して当社と事業協力会社による個人情報の共有が必要となる場合。
2. 本保証の履行に伴うリスクを対象とする損害保険会社との間の保険契約の締結、保険金の請求その他保険契約に関する諸手続きのために個人情報の提供が必要となる場合。

## 第14条. 本保証の提供の中止

1. お客様が本保証の条件に違反し、当社より書面による催告後1カ月以内に当該違反が是正されないとき。
2. 当社が仮差し押さえ、差し押さえ、仮処分、公売処分、租税滞納処分、その他の公権力の処分を受け、又は競売を申し立てられたとき。
3. 当社が自ら振り出し若しくは引き受けた小切手又は手形につき、不渡処分を受ける等支払停止状態に至ったとき。
4. 当社が会社更生、民事再生手続きの開始若しくは破産申し立てを行ったとき。
5. 当社が営業の廃止、資本の減少若しくは変更、解散又は組織変更の決議をしたとき。
6. 当社のその他財産の状態が悪化した時、又はその恐れがあると認められる相当の事由があるとき。

## 第15条. その他の注意事項

1. 故障並びに損害の認定等について当社とお客様の間で見解の相違が生じた場合には、当社は、中立的な第三者の意見を求めることができます。
2. お客様は、本保証にお申込んだ時点で、本規程にご同意いただいたものとします。

### ディープライス延長保証 お客様窓口

TEL ▶ 0120-678-238

受付時間 ▶ 9:00~18:00 (土日祝及び弊社休業日を除く)

E-Mail ▶ hosyo-support@d-price.co.jp

※当保証制度の故障受付・修理手配等の対応業務は、株式会社プレステージ・コアソリューションが執り行います。本保証にご加入いただくに際し、お客様の個人情報を延長保証対応についてのみ利用させていただきますことを予めご了承願います。

2017年2月1日より適用

2017年9月1日より改訂

2021年7月1日より改訂